



# 家族が認知症を発症したら 不動産管理はどうなるの？



何もしないと・・・

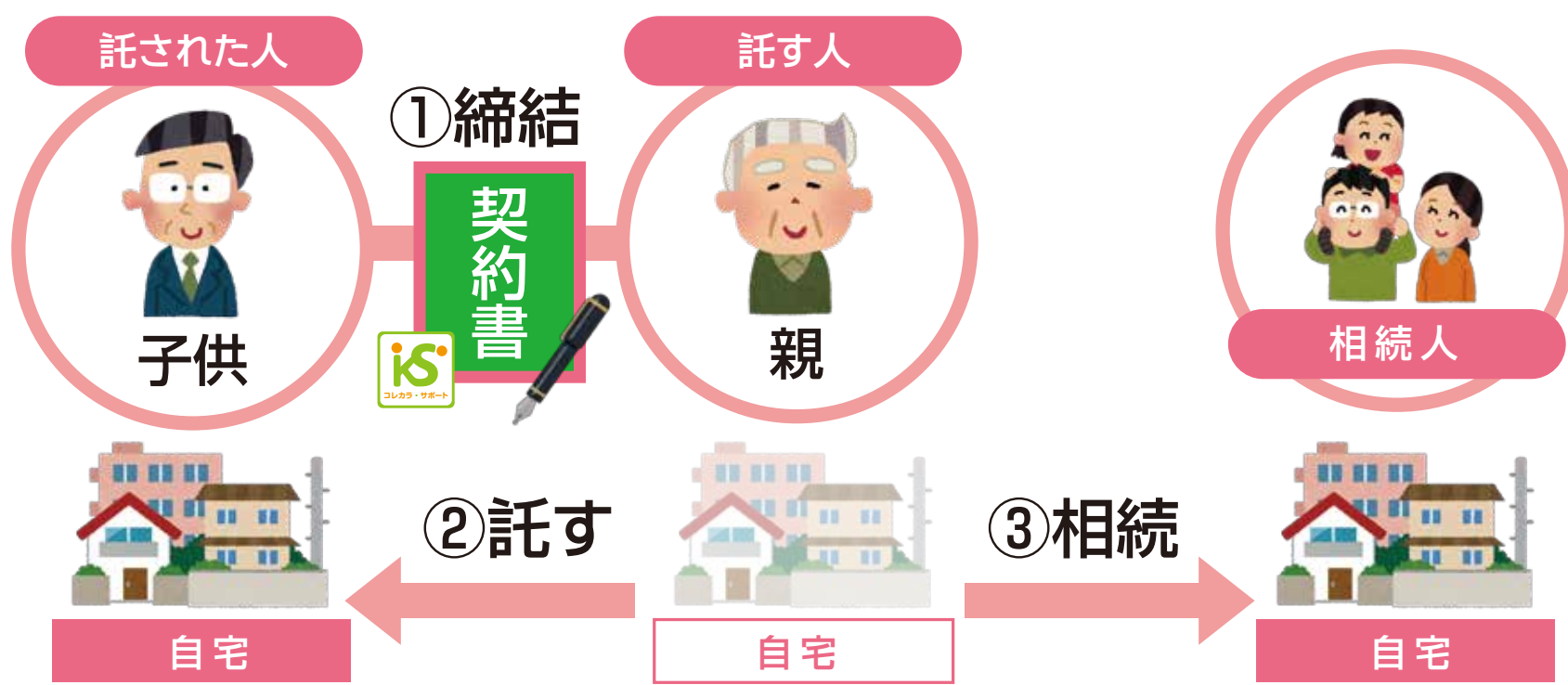
自宅 賃貸マンション 空き地

相続発生まで  
 ・売却できない  
 ・修繕契約できない  
 ・銀行借入できない

新しい解決方法が  
あります！

認知症に備える新しい不動産管理サービス **あんしん**

## コレカラ安信



**メリット**

- 親が認知症になった後も、託された人の判断で自宅の売却・修繕契約、銀行借入ができる
- 自宅の管理・運用だけを子供に任せ、賃料や売却益は親が受取ることができる
- 遺言書を書かなくても誰に・何を・いくら相続させるかを契約書で指定することができる

一般社団法人 **is** コレカラ・サポート  
～高齢者を支えるご家族のための相談所～

本サービスのお問い合わせ・お申し込み  
電話：050-3633-8343 メール：koresapo@gmail.com